

就労選択支援事業に関する参入意向及び支給決定件数調査の結果

令和 6 年 8 月 3 0 日

障がい福祉課

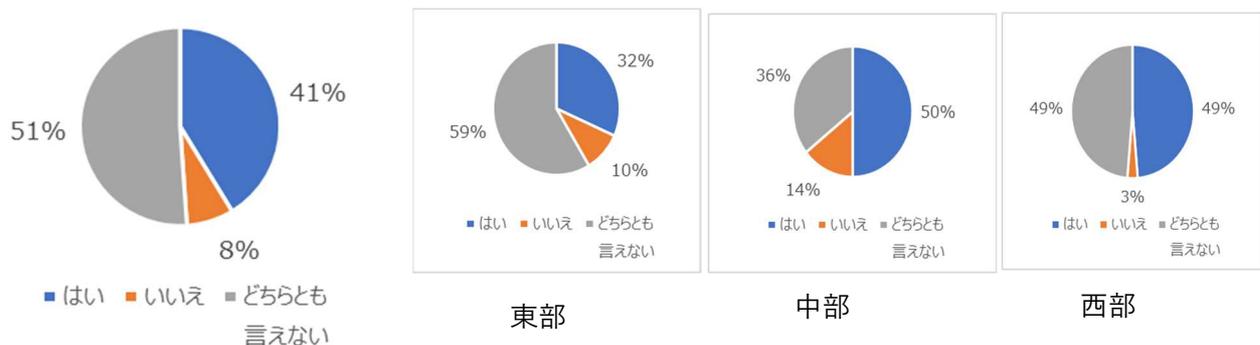
【 概 要 】

- 新たな就労支援サービス「就労選択支援」が創設されるにあたり、サービス提供の実施主体となりうる県内就労系障がい福祉サービス事業所（移行、A 型、B 型）（以下事業所）195 箇所及び県内各圏域障害者就業・生活支援センターに対して、就労選択支援事業への参入意向調査を実施（調査期間：令和 6 年 6 月 10 日～7 月 5 日）。
- 有効回答数は 89 事業所（回答率 45.6%）及び障害者就業・生活支援センター 3 箇所（回答率 100%）
- 併せて、県内の就労選択支援事業所の数の算出基礎とするため、県内 19 市町村に対して事業所（移行、A 型、B 型）への新規の支給決定数の調査を実施（調査期間：上に同じ）。

< 結果その 1（参入意向調査） >

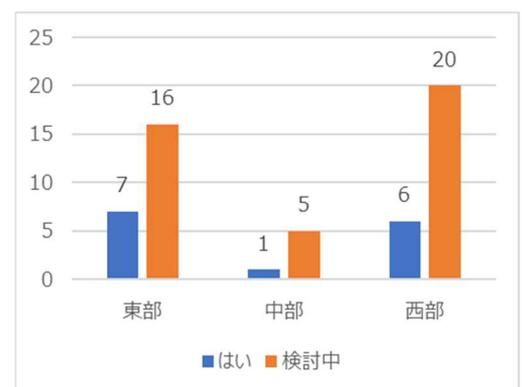
【設問 1】就労選択支援事業について理解していますか？

- 「どちらとも言えない」が最も多く 51%、次に多かった「はい」が約 41%。
- 圏域別に「はい」と回答した事業所は東部 32%、中部 50%、西部 49%であり、東部よりも中部及び西部の方が就労選択支援事業についての理解がやや進んでいる。



【設問 2】就労選択支援事業への参入意向はありますか？

- 圏域別に「はい」と回答した事業所は東部 7 事業所、中部 1 事業所、西部 5 事業所、障害者就業・生活支援センター事業の受託法人 1 箇所。
- うち、指定要件（過去 3 年以内に 3 人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの（以下「指定要件」）を現時点で満たす事業所は、東部 1 事業所、中部 1 事業所、西部 2 事業所、障害者就業・生活支援センター事業の受託法人 1 箇所。
- 圏域別に「検討中」と回答した事業所は東部 16 事業所、中部 5 事業所、西部 20 事業所。
- うち指定要件を現時点で満たす事業所は東部 1 事業所、西部 2 事業所。
- そのほか、令和 6 年度内で 1 人以上雇用させることで指定要件を満たす事業所は東部 1 事業所、中部 1 事業所、西部 2 事業所。
- 現時点で就労選択支援事業への参入意向があり、かつ、就労選択支援事業の指定要件を満たしている事業所数は、東部 1 事業所、中部 1 事業所、西部 2 事業所、障害者就業・生活支援センター事業の受託法人 1 箇所。（参入検討中かつ指定要件を満たしている事業所を含めると東部 2 事業所、中部 1 事業所、西部 4 事業所、障害者就業・生活支援センター事業の受託法人 1 箇所）。



【設問 3】どのくらいの時期からの参入（事業の開始）を検討していますか？

※設問 2 で「はい（参入意向がある）」と回答した者のみ回答する設問

- 回答した 13 事業所と障害者就業・生活支援センター事業の受託法人 1 箇所のうち、8 事業所と障害者就業・生活支援センター事業の受託法人 1 箇所は「令和 7 年 10 月の施行から」と回答。
- うち、指定要件を現時点で満たしている事業所数は圏域別に東部 1 事業所、中部 1 事業所、西部 2 事業所、障害者就業・生活支援センター事業の受託法人 1 箇所。
- つまり就労選択支援事業への参入意向があり、かつ、就労選択支援事業の指定要件を満たしている事業所は、いずれも「令和 7 年 10 月の施行から」参入意欲がある。

【設問 4】令和 7 年 10 月の施行のタイミングで参入しない理由をお聞かせください。

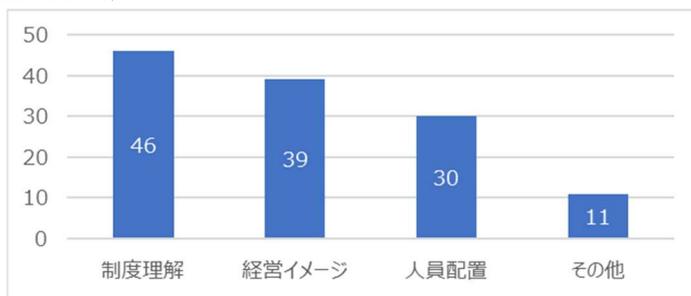
※設問 2 で「検討中」と回答した者のみ回答する設問（自由記述）

- 回答した 5 事業所からは「もう少し制度を理解したい」「他機関との連携や事業所内での具体的な議論が進んでいない」「そもそも要件を満たしていない」という回答となった。

【設問 5】どのような条件が揃えば、就労選択支援事業へ参入したいと思いますか？

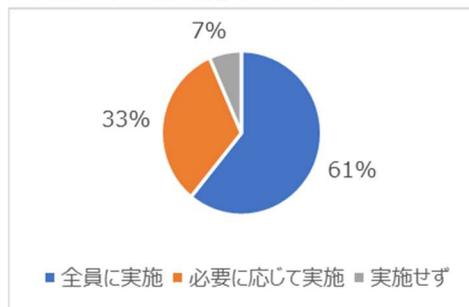
※設問 2 で「いいえ」「検討中」と回答した者のみ回答する設問（複数選択可）

- 「制度をもっと詳しく理解してから」が最も多く 46 事業所、続いて「採算性など具体的な経営のイメージができてから」が 39 事業所、「人員配置が見込めてから」が 30 事業所、「その他」が 11 事業所。
- 「その他」については自由記述欄を設けており、「他事業所の様子を見ながら」「そもそも参入の意欲はない」というものが大勢。



【設問 6】利用者に対して、アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障がい者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）を実施していますか？

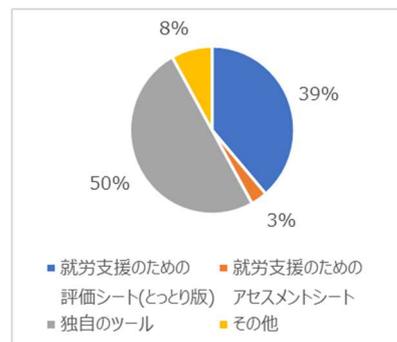
- 「全員に実施している」が最も多く全体の約 6 割、「必要に応じて実施している」が全体の約 3 割となり、回答のあった事業所の 9 割以上がアセスメントを実施している。
- 現時点で就労選択支援事業への参入意向があり、かつ、就労選択支援事業の指定要件を満たしている事業所（設問 2 より）はいずれもアセスメントを「全員に実施している」と回答。（障害者就業・生活支援センター事業の受託法人 1 箇所については「必要に応じて実施している」と回答。）



【設問 7】自らアセスメントを実施する場合のアセスメントツールはどのようなものを使っていますか？

※設問 6 で「全員に実施している」と回答した者のみ回答する設問（複数選択可）

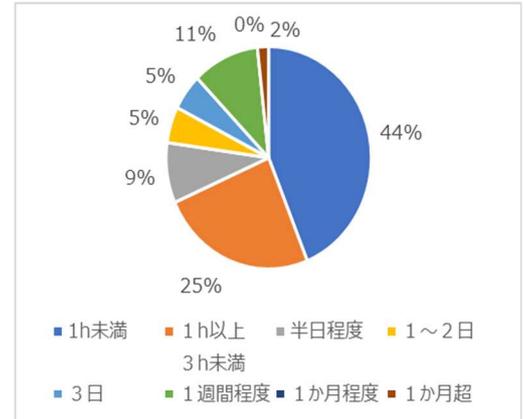
- 「就労支援のための評価シート(とっとり版)【参考資料 3】が全体の約 4 割、「就労支援のためのアセスメントシート【参考資料 4】についてはほとんど該当がなく全体の 3%を占めた。
- 「独自のアセスメントツール」については最も該当が多く全体の 5 割を占めた。
- 現時点で就労選択支援事業への参入意向があり、かつ、就労選択支援事業の指定要件を満たしている事業所（設問 2 より）は、「就労支援のためのアセスメントシート」を活用している 1 事業所以外は「就労支援のための評価シート(とっとり版)」を活用している。



【設問 8】自らアセスメントを実施する場合の 1 人の方に対するアセスメントにかかる標準的な時間は大体どのくらいですか？

※設問 6 で「全員に実施している」と回答した者のみ回答する設問（複数選択可）

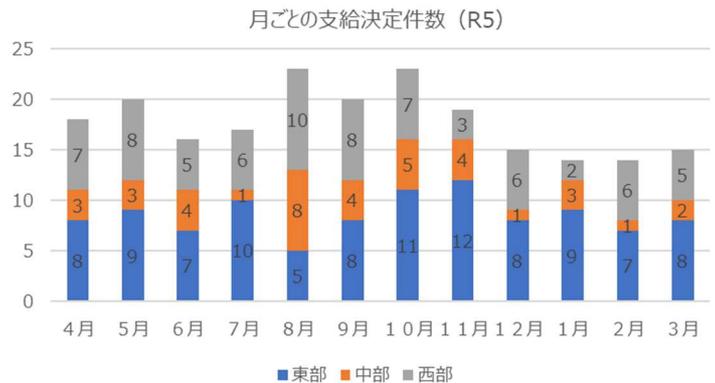
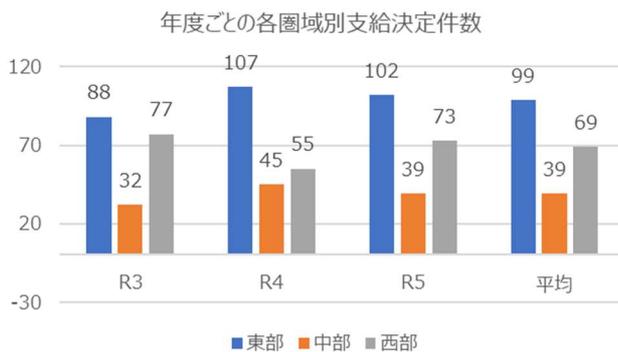
- 「1 時間未満」が最も多く全体の約 4 割、「1 時間以上 3 時間未満」が次に多く約 3 割を占めた。よって 1 人の方に対するアセスメント時間は全体の約 7 割で 3 時間未満となっている。
- その他「半日程度」は 9%、「1～2 日」が 5%、「3 日」が 5%、「1 週間程度」が 11%、「1 か月超」は 2%となっている。
- 現時点で就労選択支援事業への参入意向があり、かつ、就労選択支援事業の指定要件を満たしている事業所（設問 2）は、「1 時間未満」「1～2 日」「3 日」「1 週間程度」とバラツキがみられる。



< 結果その 2（支給決定件数調査） >

【設問 1】令和 3 年度から令和 5 年度の就労系障がい福祉サービス事業所の支給決定件数について、月ごとにご回答をお願いします。

- 特に B 型事業所の県全体の支給決定件数の合計が最も低くなる月が下半期（10 月～3 月）となる傾向が見られた（最高件数については傾向はなし）。
- 年間あたりの就労継続支援 B 型事業の支給決定件数（3 年間の実績を平均）は全県で 207 件（東部 99 件、中部 39 件、西部 69 件）。



【設問 2】就労選択支援事業について、管内の就労系障がい福祉サービス事業所等の実施可能性のある組織及び団体等で、参入意向のある事業所をご回答ください。

- すべての市町村で回答が得られなかった。

【設問 3】就労選択支援事業について、こういったことでも結構ですので、各市町村での動き（現状及び今後の動き）を差し支えない範囲でご回答ください。

- 米子市：就労選択支援に係る情報収集及び運用方法の検討を行っている。
- 湯梨浜町：今後利用者、事業者へ十分な説明を行えるよう情報収集を行っていく予定。
- 岩美町：鳥取市等周辺自治体との情報共有を進めていく。
- 日野町：就労支援を必要とする方に対して各関係機関（ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、市町村、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、相談支援事業所）が連携しながらアセスメント等の支援を行う事が必要。今後、西部障害者自立支援協議会の場などを活用し、情報共有等を図っていきたい。
- 日南町：ニーズ件数はこれまでと同様に少ないと思われるが、多機関と協働して取り組みたい。

<全体総括>

- 就労選択支援事業への理解度については「はい（理解している）」という回答が41%であり、圏域別に「はい」と回答した事業所は東部32%、中部50%、西部49%であり、東部よりも中部及び西部の方が就労選択支援事業についての理解がやや進んでいる。
- 現時点で就労選択支援事業への参入意向があり、かつ、就労選択支援事業の指定要件を満たしているのは **東部1事業所、中部1事業所、西部2事業所+障害者就業・生活支援センター事業の受託法人1箇所**（検討中かつ指定要件を満たしている事業所を含めると東部2事業所、中部1事業所、西部3事業所+障害者就業・生活支援センター事業の受託法人1箇所）。
- これらについてはいずれも令和7年10月の施行から参入意欲があり、アセスメントを利用者全員に実施している事業所が多数。アセスメントツールについては「就労支援のための評価シート(とっとり版)」を活用している事業所が多数。アセスメント時間についてはバラツキはあるが、設問8の回答のうち最も長いアセスメントの時間は「1週間程度」。
- 年間あたりの就労継続支援B型事業の支給決定件数は全県で207件となり、その内訳は東部99件、中部39件、西部69件。月ごとの支給決定件数の大きな特徴は見られなかった。